F038

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 福祉部障がい福祉課 (自立支援給付係 /内線:2794)

			(目立文接給付係 / 内線:2/94)	
根拠区分	法律・	条例		
許認可等の名称	特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給			
処分権者	市長			
根拠規定	根拠法令·条例題名 (制定年/区分/発令番号)		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)	
	根拠規定条項		第 30 条第 1 項	
基準規定	基準法令等題名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)/障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)	
	基準規定条項		法第 30 条第 1 項・第 2 項/令第 18 条	
	1. 次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができる。 (1) 支給決定障害者等が、支給決定の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。 (2) 支給決定障害者等が、指定障害福祉サービス等以外の障害福祉サービス(次に掲げる事業所又は施設により行われるものに限る。次号において「基準該当障害福祉サービスという。)を受けたとき。ア障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第30条第1項第2号イに規定する基準該当事業所イ障害者総合支援法第30条第1項第2号口に規定する基準該当施設(3)支給決定障害者等が、支給決定の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により前号の基準該当障害福祉サービスを受けたとき。			
標準処理期間 (経由機関の日数)				
本票の作成日	平成29年2月3日作成			
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正			

審査基準 (裏面追加)

	基準内容
審査基準等	
補足	